

令和 5 年 7 月 4 日
文化審議会世界文化遺産部会

今後の世界文化遺産への推薦に係る意見

文化審議会世界文化遺産部会においては、昨年度来、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載された資産のうち、関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について調査審議を行ってきた。その結果、それぞれについて別添 1 及び別添 2 の課題があることを確認し、以下のとおり意見する。

「彦根城」

「彦根城」については、暫定一覧表記載から長期間が経過しており、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（以下「イコモス」という。）による世界遺産の価値に係る評価も多様化している中で、その顕著な普遍的価値について、イコモスとの対話を踏まえ更に検討を進める必要がある。

今年より、ユネスコにおいて事前評価制度（※）が開始されることから、同制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効であると考えます。

このため、より物証に基づいた具体的な説明を加えるなど、顕著な普遍的価値の証明に係る課題に更に対応するとともに、上記事前評価制度を活用し、今後の方向性を検討すべきである。なお、イコモスの評価次第では、その指摘に応じて提案内容の見直し、あるいは推薦の可否の検討も視野に入れて取り組むべきである。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、世界遺産登録の要件となる資産の保護（文化財等指定）が進められているものの、必ずしも十分でない状況であり、引き続き取り組むべきである。

また、資産の管理・整備に係る関係省庁・関係自治体等による包括的な体制の構築、全体方針の策定、国際的な理解を得るための価値の説明の精査・充実等について更に取り組むべきである。

※事前評価制度（別添 3 参照）

自国の世界遺産暫定一覧表記載資産の世界遺産登録を目指す締約国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。2021 年の第 44 回世界遺産委員会拡大大会において導入が決定され、2023 年より試験的に開始。2027 年（令和 9 年）に推薦する資産より、予め事前評価を受けていることが義務化される。ユネスコへの申請締め切りは毎年 9 月 15 日。

「彦根城」の課題について

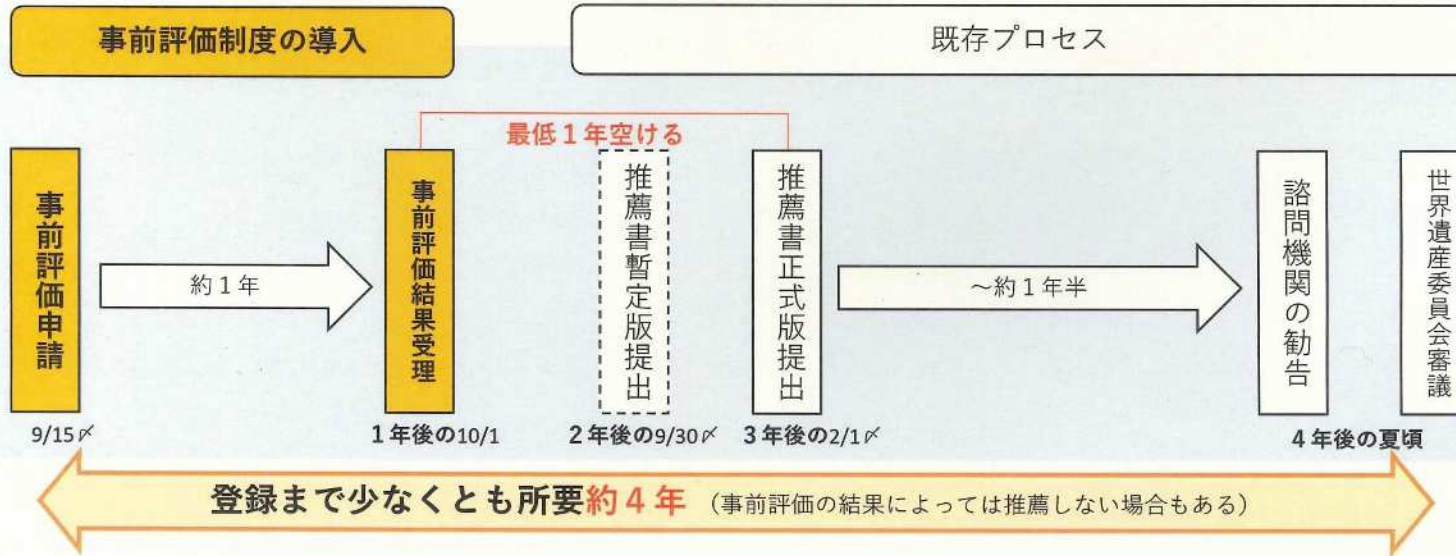
1. 物証に基づいた具体的な記述を加え、「彦根城」が近世日本の統治体制を表わす城郭であることの説明をより深めること。
2. 近世城郭が約180存在した中で、主張する価値に照らし、なぜ「彦根城」がその代表となるのかについて、更に明確に説明すること。
3. 暫定一覧表記載が長期間を経ていることから、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスとの対話を通じて、顕著な普遍的価値を更に明確化すること。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

ユネスコにおける世界遺産の登録プロセスの変更（事前評価制度の導入）

別添 3



事前評価導入後のプロセス

R9 推薦分より義務化。その場合、R6からの対応が必要。

